

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県北九州市八幡西区熊西二丁目6番5号
氏 名 株式会社石松商会
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 石松礼二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和5年11月24日

許可の有効年月日 令和10年11月23日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ

以上14種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

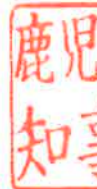
なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更許可	平成6年5月10日	取り扱う産業廃棄物の種類に「ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、燃え殻、ダスト類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ」を追加
更新許可	平成10年11月24日	
更新許可	平成15年11月24日	
変更届出	平成18年5月29日	法人の代表者を「石松久壽」から「石松巧児」に変更
更新許可	平成20年11月24日	
更新許可	平成25年11月24日	



変更届出	平成27年2月9日	住所を「福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番2号」から「福岡県北九州市八幡西区熊西二丁目6番5号」に変更
変更届出	平成30年8月1日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
更新許可	平成30年11月24日	
変更届出	令和3年5月11日	法人の代表者を「石松巧児」から「石松礼二」に変更
更新許可	令和5年11月24日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

